

令和8年度 第69回上下水道事業審議会資料

～京丹後市水道事業の持続可能な運営に向けて～

水道料金改定の概要・趣旨説明

令和8年6月22日

京丹後市上下水道部



1. 京丹後市水道事業の現状

1. 水道事業を取り巻く環境と現状

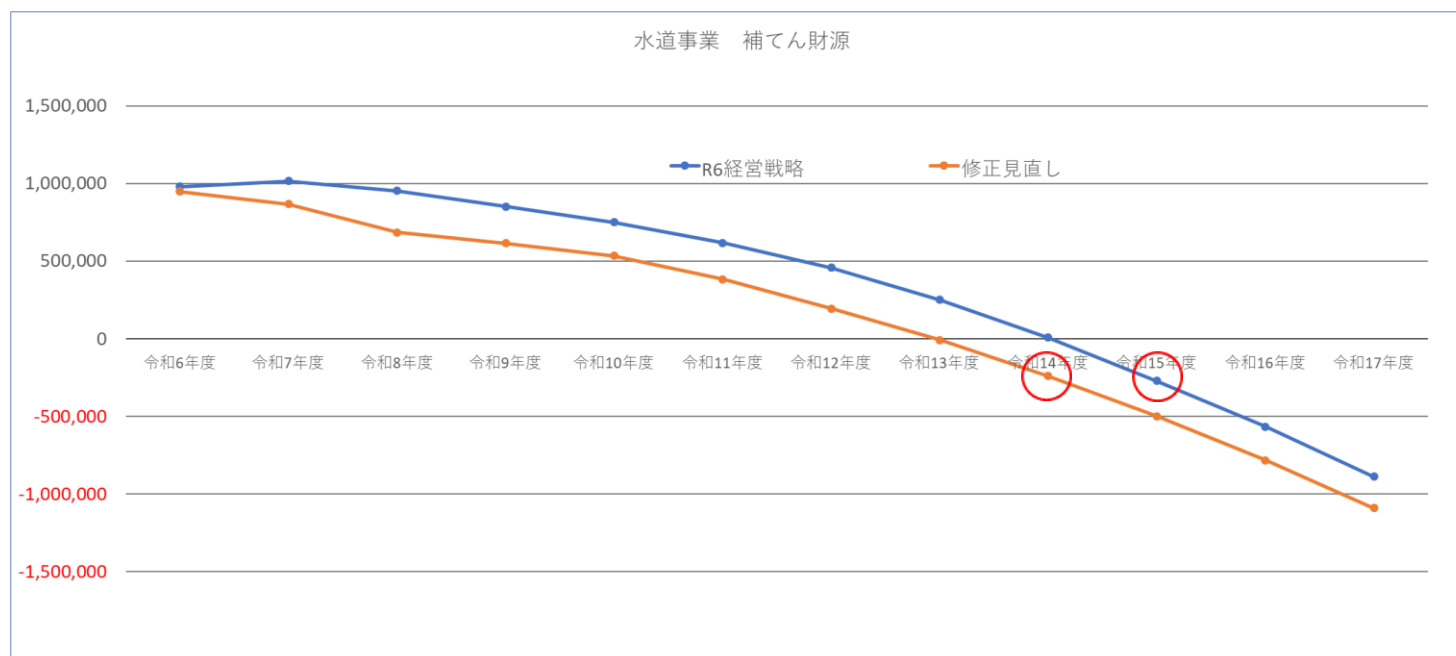
○人口減少等に伴う料金収入の減少

○施設等の老朽化に伴う更新需要の増大

○物価高騰等による維持管理費の増加

⇒ こうした状況を踏まえ、現時点で見直した経営戦略に基づく財政状況の見通しでは、従来の想定よりも前倒して資金不足に陥る見込みであることが判明。

水道料金の財政シュミレーション（補てん財源）



2. 水道料金改定が必要な理由

なぜ、今「水道料金改定」が必要か

○今後も料金収入の減少、施設等の更新費用と維持管理費の増大が進行すれば、資金不足の前倒しのほか資金不足額も増大し、更なる財政状況の悪化が見込まれる。

○料金収入が減少する中で、現状のサービス水準を維持しながら、必要な施設等の更新を行っていく場合は、多額の借金（企業債借入れ）をせざるを得なくなり、将来世代に負担を先送りすることになる。

⇒ 現状の料金のままでは、結果として水道事業運営が厳しくなり、将来の水道の安定供給に支障をきたす恐れがある。



施設運営の効率化、事務経費の圧縮などによる継続した経営努力とあわせ、新たに経営改善の取り組みの一環として、早期の料金改定を行う必要がある。

3. 過去の水道料金改定の経過

京丹後市における水道料金改定の経過

区分	H16.4		H26.4		H27.4		R元.12		R5.10
基本水量	基本料金		基本料金		基本料金		基本料金		基本料金
5m³まで	900円		926円		990円		1,009円		917円 (1,008円)
水量 1m³につき	超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金
6～30m³	160円		165円		177円		180円		163円 (179円)
31～50m³	170円	➡	175円	➡	187円	➡	191円	➡	173円 (190円)
51～101m³	180円		186円		199円		203円		184円 (202円)
101～201m³	190円	消費税5%↓8%に伴う改定	196円	経営改善(値上げ)に伴う改定	210円		214円		194円 (213円)
201m³以上	200円		206円		221円		225円		204円 (224円)
臨時用・工事使用	480円		494円		529円		538円		489円 (537円)
臨時用・一時使用(6箇月以内)	250円		258円		276円		281円		255円 (280円)

※R5.10は税抜き表示、()は税込み参考表示。
※R5.10以外は税込み表示。

H27.4月の実質的な料金改定からは10年以上が経過している状況

4. 他市町の水道料金改定状況

京都府内の水道料金改定状況

改定時期	市町村	改定率(平均)	1か月20m ³ での 引き上げ額 (口径13mm)	議決
令和6年8月	城陽市	約22.9%の改定	715円	令和6年3月議会
令和6年9月	精華町	約30%の改定	825円	令和6年6月議会
令和7年4月	久御山町	約16.9%の改定	522.5円	令和6年12月議会
令和7年4月	宇治田原町	約21.3%の改定	330円	令和6年6月議会
令和7年10月	宮津市	約10%の改定	374円	令和6年12月議会
令和7年11月	与謝野町	約19.9%の改定	627円	令和7年3月議会
令和8年5月	木津川市	約14.5%改定	374円	令和7年12月議会

※引き上げ額は、すべて税込み額。

5. 水道料金算定の考え方

水道料金算定の原則

水道料金の算定は、水道法や地方公営企業法などの法令に基づき、次の原則を踏まえて検討する必要がある。

<水道料金算定の3原則>

原則① 公正妥当な料金

- 水道料金収入を主たる財源として、経営に必要な費用を当該収入で賄うこと（独立採算の原則）。
- 給水サービスを受ける利用者が、そのサービスに係る費用を負担すること（受益者負担の原則）。

原則② 適正な原価を基礎とした料金

- 料金が、適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができるものであること。
- ※ 「適正な原価」とは、水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むもの
- 営業上の費用＋資本費用＝適正な原価

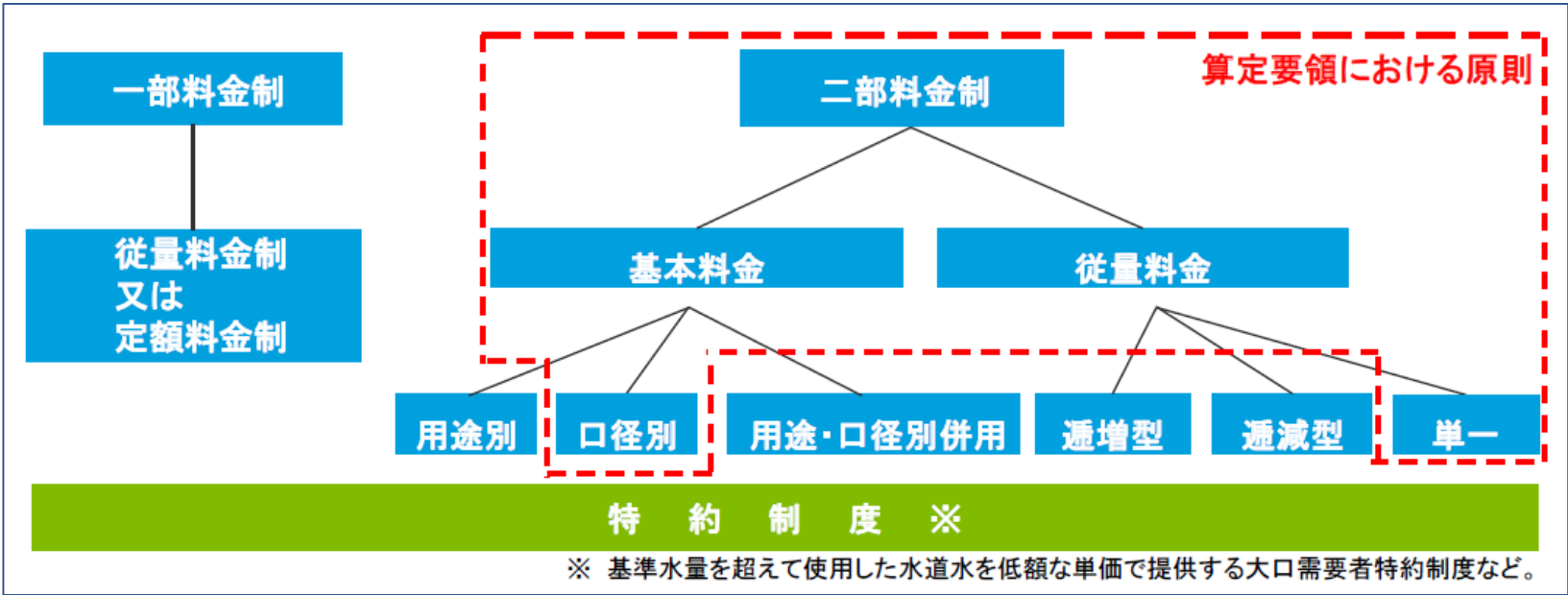
原則③ 健全な運営を確保する料金

- 給水サービス水準の維持向上や施設の更新等のために必要な内部留保すべき額（資産維持費）を考慮して算定されたものであること。

※同基本原則の趣旨に基づいて、「水道料金算定要領」（日本水道協会）で算定方法が示されている。

水道料金体系の設定

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、特約制度などがあるが、水道では二部料金制を採用しているケースが多くなっている。京丹後市も二部料金制を採用。
- 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもある。
- 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがある。京丹後市は逓増型を採用。

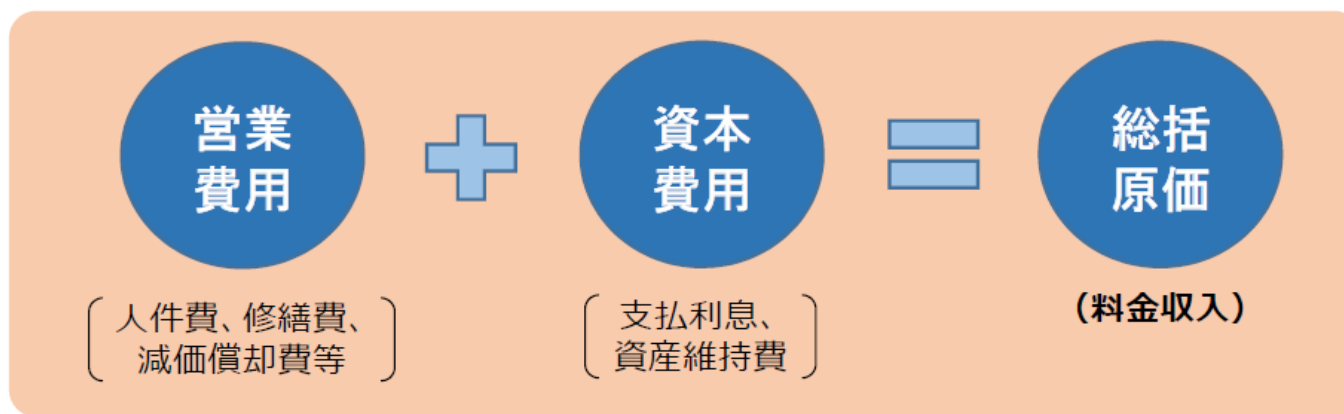


7. 水道料金の算定方法

総括原価方式を用いた算定

○総括原価方式とは、能率的な経営の下における「適正な原価（経営に要する費用）」に、「健全な運営を確保するために必要となる費用（資産維持費）」を加えた「総括原価」が、料金収入の総額と一致するように設定する方式。

⇒ 総括原価＝「使用者の方に負担していただく料金の総額」といえる。



出典：公益社団法人日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」

○水道事業に必要な経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てなければならない。

⇒ 原則、税金の投入はできない。（独立採算の原則）

水道料金算定において考慮すべき点

○基本料金と従量料金の配分

- ⇒ 経営安定を図るには、メーターの検針・料金徴収コスト、給水装置の維持管理費、減価償却費（設備投資の回収）、人件費などの固定費を、基本料金で回収することが理想（日本水道協会料金改定の手引きより）。
- ⇒ 京丹後市は近隣他市町と比べ、基本料金の割合が低く設定（下表参照）。

市町	基本料金割合	水量料金割合
京丹後市	24.6%	75.4%
福知山市	32.2%	67.8%
舞鶴市	-	-
綾部市	30.9%	69.1%
宮津市	41.2%	58.8%
与謝野町	43.5%	56.5%
伊根町	45.5%	54.5%

水道料金算定において考慮すべき点

○低所得者や小量使用者への影響に配慮

⇒ 基本料金の割合を高くするほど、低所得者の負担や小量使用者への影響が大きくなる。

○大量使用者（事業所）への影響にも配慮

⇒ 基本料金と従量料金の改定率を一律で上げると、大量使用者への影響が大きくなる。

○平均料金改定率（全体的な料金改定率）

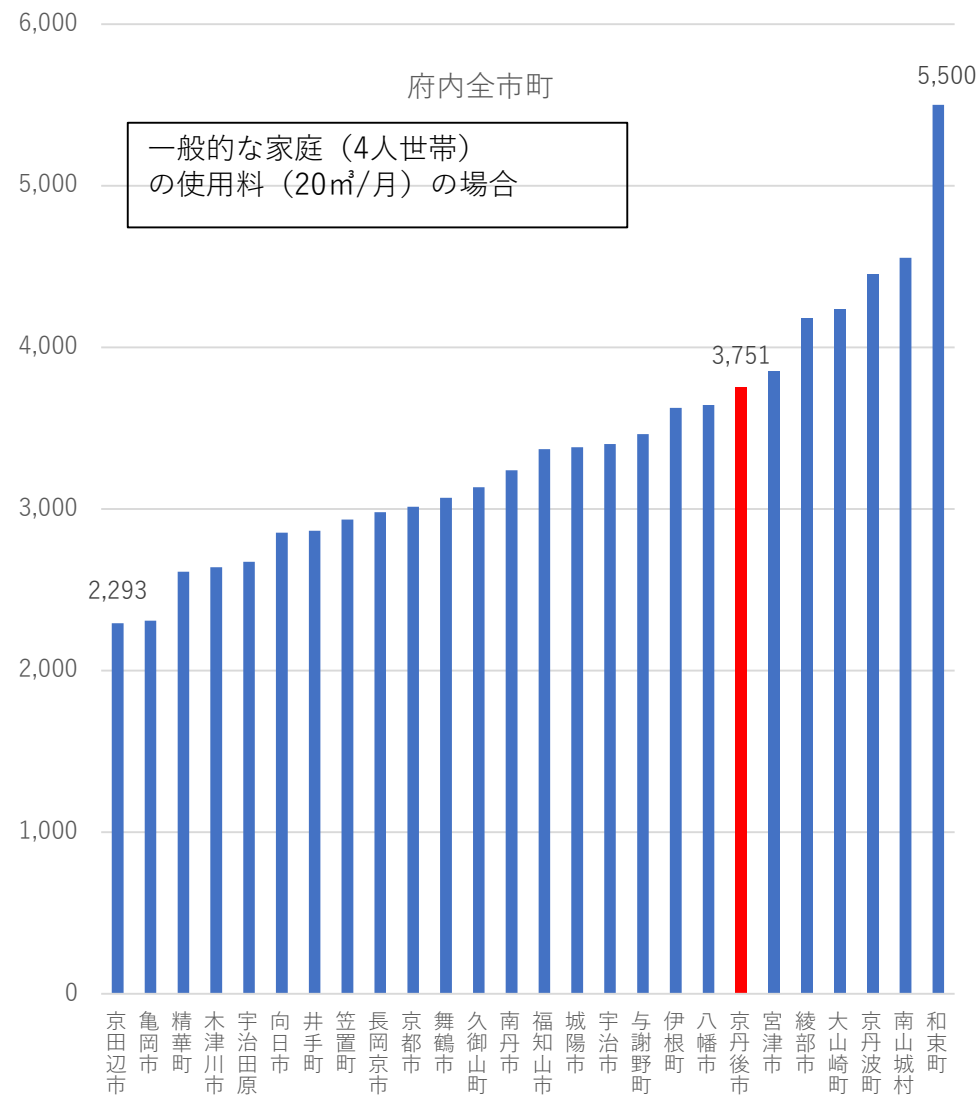
⇒ 現在の水道使用者に過度な負担を負わせ過ぎないように、1回の改定率は抑える一方で、改定回数を増やす段階的な改定が理想。

○近隣市町との料金バランス

⇒ 近隣市町の料金と比較し、料金体系が高くなり過ぎないように配慮。

10. 他市町の水道料金との比較

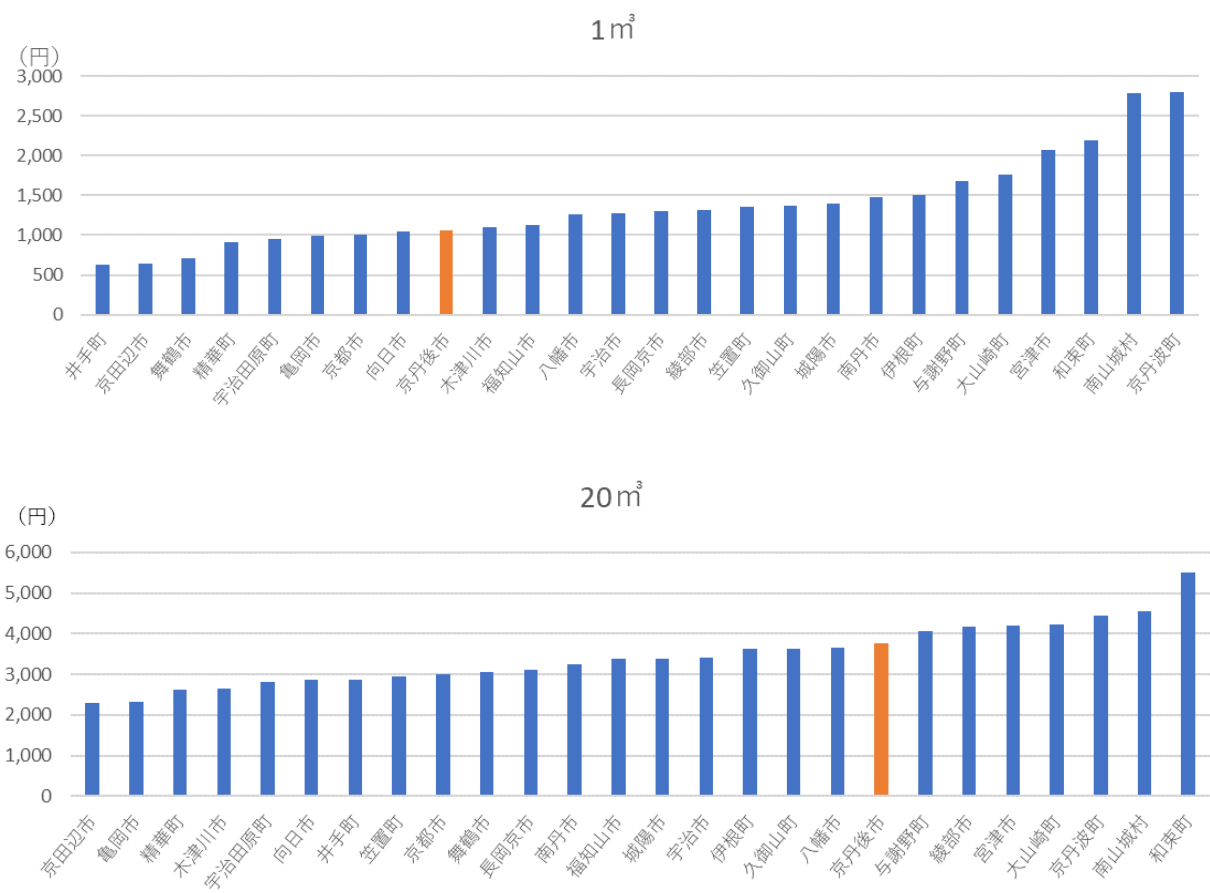
京都府内の自治体の水道料金（令和7年3月31日現在）



（単位：円 消費税込み）
令和6年度地方公営企業決算状況調査より

11. 他市町の水道料金との比較

京都府内の自治体の水道料金（令和8年3月31日現在）



20m³では、京丹後市は高いほうから8番目だが、1m³（基本料金）では低いほうから9番目となっている。
従量料金の単価が高いことによると考えられる。

12. 審議会における水道料金改定の進め方

1. 審議会の役割

- 次回以降の審議会において、事務局から水道料金の算定に必要な情報資料、加えてそれらに基づいて作成した水道料金の改定案等を順次提示し、議論を深めていく。
- 財政効果と市民生活への影響を天秤にかけ、最適な水道料金改定案をとりまとめ、市長に答申する。

2. 今後のスケジュール

- 令和8年6～7月 : 第2～4回審議会で料金改定案等を審議、
第5回審議会で答申とりまとめ
- 令和8年7月末 : 市長に答申
- 令和8年8月 : 答申を踏まえた条例改正案の策定・9月議会上程